

各関係機関において「いじめ防止強調月間に取り組むことができる内容」及び「配布すると効果があると思われるもの」一覧

役職名	貴機関・団体・学校において、いじめ防止強調月間に取り組むことができる内容	貴機関・団体・学校において、いじめ防止強調月間等に配布(または電子データで送付)すると効果があると思われるもの			
		リーフレット	ポスター	カード	その他
小学校長	・いじめアンケート ・いじめ防止のための学級活動(話し合い活動) ・子ども未来プロジェクト(児童会、生徒会からの校内への呼びかけ) ・教育相談月間 ・保護者への呼びかけ(校長室だより、学年だより等での周知、タブレットでの確認)	児童生徒と保護者が一緒に確認できるような内容、情報モラル「4つの大丈夫？」	校内掲示用		
中学校長	・生徒会中心としてパネルディスカッションや専門委員会の活動に啓発活動を入れていく。 ・子ども未来プロジェクトを生かして、小中連携した活動 ・保護者や地域に、たより等で啓発活動 ・講演会なども企画できる。	子ども未来プロジェクトのリーフレット 漫画形式のいじめが起きたときの心情を表現し、考えさせるようなもの			いじめ防止のショート動画
小学校児童指導主任	・アンケート ・教育相談 ・道徳科・学級活動等においてのいじめについての授業 ・学年だより等での授業の取組のお知らせ等	情報モラル・いじめ相談のできる機関・いじめチェックリスト等			
中学校生徒指導主事	・いじめ防止のための職員研修やいじめ防止集会 ・アンケートの実施 ・各学年共通の道徳教材で指導	いじめ発見のチェックリストや気付いたときの対応の仕方			
中学校PTA会長	・登校時に学校正門周辺にて立哨 20分程度(各関係機関にも協力依頼) ・下野市への要望 期間中に学校周辺に設置する(のぼり旗、横断幕、立哨時に使用する手持ちのプラカード等の配布)				下野市からの電子データ 保護者に直接届くため
民生委員児童委員協議会副会長	民生委員児童委員が自分の地域の高齢者宅を訪問する際、24時間子どもSOS相談窓口の連絡先や民生委員児童委員の連絡先を記載した、リーフレット等を全戸(約300戸)にポストインします。(リーフレット等は役所が作成する)	いじめ相談窓口・SOSダイヤルのお知らせ		いじめ相談窓口やSOSダイヤルが書いてあるカード	
弁護士	団体としては特はない。 個人的には防止対策推進法に関する講演等を予定するが、コロナにより実施未定の状況。	事務所に配布			
児童相談所主任	・児童や保護者面接 (月間中に限らず、ケースの中で児童生徒が加害者や被害者になっている場合には、注意喚起や指導をしたり、相談にのったりしていきます)			栃木県こころの相談窓口、テレホン児童相談など	
教育事務所 指導主事	児童・生徒指導に関する研修会や学校訪問等の機会を通じて市教育委員会と連携し、各学校がいじめの未然防止の強化や早期発見・早期対応への意識が高められるよう、啓発していく。	『いじめ撲滅運動リーフレット』(4月に小中高高校生家庭に配布予定・再度の周知)			『いじめ対応ハンドブック』『学業指導の充実に向けて』(各学校での活用のため・再度の周知)※『いじめ防対法』の内容や『いじめの定義』『いじめの認知』に関して各学校で話題にしてもらい、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に組織的に取り組むこと、学業指導の充実がいじめの未然防止に重要であることなどを再度見直してもらうきっかけにする。
地方法務局支局長	子どもの人権SOSミニレターの配布				子どもの人権SOSミニレター
市民協働推進課長	6月および11月 人権擁護委員が学校訪問(人権の花6月 人権週間訪問11月・12月) 人権教育講演会および市民人権講座(生涯学習文化課)11月～12月に開催				SOSミニレター 人権相談窓口一覧
こども福祉課長		相談窓口の掲載			
教育総務課長	講演・講話				子に対するチラシの他に、大人に対する啓発チラシ・文章・漫画
学校教育課長	・周知活動(パンフレット配布) ・研修や家庭教育の講話	4つの大丈夫、子ども未来パンフレット			